

「夏のライフスタイル」実践中

お越しの皆様へ

東京都では、エネルギー使用における無駄の排除及び地球温暖化防止の一環として、居室等での「適温冷房（室温28℃）」及び「室温に応じた服装での業務等」を実施するとともに、都民、事業者の皆様への呼び掛けを行っております。

皆様におかれましても、適温冷房に応じた服装でお越しくださいますよう、お願いします。

平成23年夏以来、「これまでの電気の使い方」が大きく見直され、照明の明るさについては、従来の「750ルクス以上」から「500ルクス以下」が都内の多くの事業所等において主流となっています。都施設においても、照明の一部消灯を徹底しています。

今後とも、無駄な照明・無駄な冷房の排除に徹底して取り組んで参りますので、皆様の御理解及び御協力をお願いします。

(参考)

法令上では、居室における温度等について、次のとおり取り扱っています。

- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（通称「ビル管法」）・事務所衛生基準規則では、室温28℃以下とされています。
- ・労働安全衛生規則・事務所衛生基準規則では、精密な作業における作業面上の照度として、300ルクス以上とされています。
- ・学校環境衛生基準では、教室及びそれに準ずる場所の照度として、300ルクス以上とされています。

期 間： 平成29年5月1日から平成29年10月31日まで

東京都